

遺言作成支援・相続対策業務 報酬額表

(平成 29 年 4 月 1 日改定)

業務内容	報酬額 (消費税別)	おもな実費 (別料金)		
1. 遺言作成支援業務 <ul style="list-style-type: none"> ・公正証書遺言 ・自筆証書遺言 ・秘密証書遺言 	財産の総額が 5,000 万円まで 100,000 円 6,000 万円まで 110,000 円 7,000 万円まで 120,000 円 8,000 万円まで 130,000 円 9,000 万円まで 140,000 円 1 億円まで 150,000 円 以降 1,000 万円毎に +10,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ○公証人の手数料・謄本代 (→別表) ○遺言者の印鑑証明書 (1 通 300 円) ○証人 2 名の住民票 (1 通 300 円) ○受贈者の戸籍謄本 (1 通 450 円) または住民票 (1 通 300 円) ○遺言執行者の住民票 (1 通 300 円) ○登記事項証明書 (1 件 480 円) ○固定資産評価証明書 (1 件 300 円) 		
<table border="1"> <tr> <th>業務内容</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言に関するご相談 ・推定相続人の調査 ・簡単な財産調査 ・文案の作成、修正 ・公証人との連絡調整 ・証人 2 名の手配代行 </td> </tr> </table>	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言に関するご相談 ・推定相続人の調査 ・簡単な財産調査 ・文案の作成、修正 ・公証人との連絡調整 ・証人 2 名の手配代行 	※推定相続人が 5 名を超える場合、超えた人数×5,000 円が加算されます。 ※兄弟姉妹が推定相続人の場合は、上記料金に 20,000 円が加算されます。 ※本来相続人となるべき人が亡くなっている場合 (代襲相続・数次相続) は、その人数×10,000 円が上記料金に加算されます。 ※遺言条項が 5 条を超える場合、超えた数×10,000 円が加算されます。 ※遺言で信託を設定する場合、100,000 円～300,000 円が加算されます。	
業務内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・遺言に関するご相談 ・推定相続人の調査 ・簡単な財産調査 ・文案の作成、修正 ・公証人との連絡調整 ・証人 2 名の手配代行 				
2. 遺言の執行 (事前に決める場合)	遺産の総額により以下の金額 ・3 億円まで 遺産総額の 1% + 20 万円 ・3 億円を超える場合 遺産総額の 0.5% + 170 万円	<ul style="list-style-type: none"> ○登録免許税、その他登記費用 (相続：固定資産評価額の 0.4%) (遺贈：固定資産評価額の 2.0%) ○戸籍謄本、印鑑証明書等 ○不動産売却時の仲介報酬 ○旅費・日当等 		
	※遺言で執行者を指定していない (または執行者が就任できない) 場合、家庭裁判所に遺言執行者の選任申立を行う必要があります (別料金)。 ※上記には弁護士、税理士、土地家屋調査士への報酬は含まれておりません。			
3. 尊厳死宣言 公正証書作成支援	50,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ○公証人の手数料・謄本代 (→別表) ○本人の印鑑証明書 (1 通 300 円) ○家族の印鑑証明書 (1 通 300 円) ○家族の戸籍謄本等 (1 通 450 円) 		
	※家族の了解書 (実印の押印・印鑑証明書付) が必要です。			
4. 死後事務委任契約 公正証書作成支援	50,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ○公証人の手数料・謄本代 (→別表) ○委任者の印鑑証明書 (1 通 300 円) ○受任者の印鑑証明書 (1 通 300 円) 		
	※受任者として当事務所を指定する場合、別途報酬・費用が必要です。			
5. 死後事務の実施	500,000 円～ (応相談)	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・埋葬・永代供養の費用 ○新聞のお悔やみ欄への掲載費 ○病院・介護施設の未払利用料 ○公共料金利用料等の精算費用 ○債務・未払い金等の支払費用 ○賃貸アパート等の明渡し費用 ○住居の清掃・遺品整理の費用 ○自動車の廃車料金 ○郵送料 ○交通費 		
<table border="1"> <tr> <th>実施する諸手続</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・役所への死亡届 ・国保、年金の抹消 ・葬儀、埋葬、納骨 ・病院、介護施設退所 ・住居の明け渡し ・遺品整理の手配 ・公共料金等の精算 ・各種サービスの解約 </td> </tr> </table>	実施する諸手続	<ul style="list-style-type: none"> ・役所への死亡届 ・国保、年金の抹消 ・葬儀、埋葬、納骨 ・病院、介護施設退所 ・住居の明け渡し ・遺品整理の手配 ・公共料金等の精算 ・各種サービスの解約 	※実費を事前に当事務所の指定した信託会社に信託する必要があります。 ※相続人も受遺者もない場合、相続財産管理人の選任手続が必要です。	
実施する諸手続				
<ul style="list-style-type: none"> ・役所への死亡届 ・国保、年金の抹消 ・葬儀、埋葬、納骨 ・病院、介護施設退所 ・住居の明け渡し ・遺品整理の手配 ・公共料金等の精算 ・各種サービスの解約 				

業務内容	報酬額 (消費税別)	おもな実費 (別料金)
6. 贈与契約書作成	10,000 円～ (公正証書は 30,000 円～)	○印紙代 (1 通 200 円) ○公正証書の場合、公証人手数料 ○当事者の印鑑証明書(1 通 300 円)
	※贈与税の申告手続が必要な場合、別途税理士への報酬が必要です。	
7. 不動産の生前贈与 (所有権移転登記)	受贈者 1 名につき 50,000 円 (不動産 2 個まで)	○登録免許税 (贈与：固定資産評価額の 2.0%) (変更：不動産 1 個につき 1,000 円) ○贈与者の印鑑証明書(1 通 300 円) ○受贈者の住民票 (1 通 300 円) ○登記情報サービス (1 件 335 円) ○登記事項証明書 (1 件 480 円～)
	※不動産が 2 個を超える場合は、超えた数×5,000 円が加算されます。 ※贈与者が権利証をお持ちでない場合、追加料金が 20,000 円かかります。 ※農地を贈与する場合、農地法の許可申請が必要となります (別料金)。	
8. 死因贈与 契約書作成	30,000 円～ (公正証書は 50,000 円～)	○印紙代 (1 通 200 円) ○公正証書の場合、公証人手数料 ○当事者の印鑑証明書(1 通 300 円)
	※執行手続を依頼される場合、費用は遺言の場合に準じます。	
9. 家族信託 契約書作成	信託財産の価額が 3,000 万円まで 300,000 円 4,000 万円まで 350,000 円 5,000 万円まで 400,000 円 以降 1,000 万円毎に+50,000 円	○印紙代 (金額により異なります) ○公正証書の場合、公証人手数料 ○当事者の印鑑証明書(1 通 300 円) ○物件の登記事項証明書等 ○預貯金の残高証明書等 ○信託財産の評価証明書
	※不動産を信託財産にする場合、別途所有権移転登記費用が必要です。 ※法人を設立して受託者にする場合、別途法人の設立費用が必要です。	
10. 不動産信託による 所有権移転登記	課税標準価格が 3,000 万円まで 70,000 円 4,000 万円まで 75,000 円 5,000 万円まで 80,000 円 以降 1,000 万円毎に+5,000 円	○登録免許税 土地：固定資産評価額の 0.3% 建物：固定資産評価額の 0.4% ○委託者の印鑑証明書(1 通 300 円) ○受託者の住民票 (1 通 300 円) ○登記事項証明書 (1 件 480 円～)
	※不動産が 2 個を超える場合は、超えた数×5,000 円が加算されます。 ※委託者が権利証をお持ちでない場合、追加料金が 20,000 円かかります。	
11. 相続税額の試算 (税理士業務)	当事務所のパートナー税理士が、事案ごとに個別にお見積りをさせていただきます。	
12. 相談料	相談のみの場合：初回 60 分無料 以降：10 分毎に 1,000 円	
13. 日 当 (交通費別)	依頼人の求めに応じて出張する場合 (往復 1 時間を超える場合) →超過した時間 30 分毎に 3,000 円 (ただし 1 日 48,000 円まで)	

※遺言作成、遺言執行、民事信託で報酬を算定する際の財産の価額は、相続税評価額を基準に算定します。

石川県金沢市小金町 8 番 16 号 万石ビル 3 階
金沢みらい共同事務所
代表司法書士・行政書士 森 欣史